

# 新たな水際対策措置

## (3回目以降の接種に有効とする ワクチンの追加)

2022年6月22日

- 6月22日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）に基づく措置の適用に当たって、バキスゼブリア(Vaxzevria)筋注/アストラゼネカ（AstraZeneca）及びジェコビデン（JCOVDEN）筋注/ヤンセン（Janssen）については、6月26日午前0時以降、日本入国時の水際防疫措置緩和の対象として、3回目以降に接種したワクチンとして有効なものとして取り扱います。

また、インド血清研究所が製造するコビシールド（Covishield）については、水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく措置の適用に当たって、バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注/アストラゼネカ（AstraZeneca）と同一のものとして取り扱います。

さらなる詳細については、以下のホームページを御確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置（28）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0520\\_28.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0520_28.pdf)

●なお、本件措置の対象となるワクチン接種証明書等については、下記を御確認ください。

「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\\_to\\_Japan.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf)

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

水際対策強化に係る新たな措置（２８）  
（一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等）

令和４年５月２０日

１．入国時検査及び入国後待機期間の見直し

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、本措置に基づく別途の指定に沿って、下記の措置を実施する。

オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）が支配的となっている国・地域（「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」（令和４年２月２４日）（以下、「措置（２７）」という。）における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用（以下、まとめて「自宅等待機」という。）のいずれの期間についても原則７日間とし、本措置に基づく別途の指定に沿って、入国前の滞在歴及び新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認し、本措置別添２で定められたワクチン３回目接種済みであることの証明書。以下、「ワクチン接種証明書」という。）の保持の有無に応じて、以下の措置を実施する。

国・地域を「赤」・「黄」・「青」の３つに区分し、

- （１）「赤」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施するとともに、検疫所が確保する宿泊施設での３日間待機を求め、入国後３日目に検疫所が確保する宿泊施設で受けた検査（PCR 検査）の結果が陰性であれば、検疫所が確保する宿泊施設退所後の自宅等待機を求めないこととする。このうち、ワクチン接種証明書を保持している帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施するとともに、宿泊施設での待機に代えて、原則７日間の自宅等待機を求めることとし、入国後３日目以降に自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めないこととする。
- （２）「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施するとともに、原則７日間の自宅等待機を求めることとし、入国後３日目以降に自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めないこととする。このうち、ワクチン接種証明書を保持している帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととする。
- （３）「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととする。

## 2. 入国後の公共交通機関の使用について

上記1（1）の後段及び（2）の前段における、入国後の自宅等への移動（入国時検査から24時間以内に移動が完了し、かつ、自宅等を目的地とし最短経路での移動を行うものに限る。）については、自宅待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とする。

（注1）上記1. に基づく国・地域の指定については、外務省及び厚生労働省において見直しの都度、別添1の書式で公表することとする。

（注2）上記に基づく措置は、令和4年6月1日午前0時（日本時間）から行うものとする（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）。上記に基づく措置の実施に伴い、措置（27）1. 及び2. に基づく措置は、令和4年6月1日午前0時（日本時間）限りで廃止する。

（注3）上記1. に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は本措置別添2の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（注4）上記に基づく措置については、本邦への帰国日前又は上陸申請日前14日以内に滞在した国・地域のうち、上記1. の別途の指定に基づくリスクが最も高い国・地域の区分に応じた措置を適用することとする。

水際対策強化に係る新たな措置（28） 1. に基づく  
国・地域の区分について

令和 4 年 5 月 26 日  
厚生労働省  
健康局  
結核感染症課  
健康課  
医薬・生活衛生局  
検疫所業務課  
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）1. に基づき、外務省及び厚生労働省において見直しの都度、公表するとされている国・地域の区分は以下のとおりです。

1. 「青」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インドネシア、ウガンダ、英国、エクアドル、エストニア、エチオピア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーナ、カタール、カナダ、カメルーン、韓国、カンボジア、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クロアチア、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、コロンビア、ザンビア、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、タンザニア、チェコ、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、パナマ、パ	令和4年5月26日	令和4年6月1日午前0時

<p>プアニューギニア、パラオ、パラグアイ、ハンガリー、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、米国、ベナン、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、香港、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、南スーダン、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モナコ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ラオス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ルワンダ、ロシア</p>		
--	--	--

## 2. 「黄」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
<p>アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イエメン、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、エジプト、エスワティニ、エリトリア、オマーン、カーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、ガンビア、北朝鮮、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、キューバ、キリバス、クウェート、クック諸島、グレナダ、コソボ、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サモア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ソマリア、ソロモン諸島、タジキスタン、チャド、中央アフリカ共和国、チュニジア、</p>	<p>令和4年5月26日</p>	<p>令和4年6月1日午前0時</p>

<p>ツバル、トーゴ、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、ニジェール、西サハラ、ネパール、ハイチ、バチカン市国、バヌアツ、バハマ、バルバドス、パレスチナ、ブータン、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボツワナ、ポルトガル、ホンジュラス、マーシャル諸島、マカオ、マリ、マルタ、ミクロネシア、モーリシャス、モリタニア、モルディブ、モルドバ、リビア、リヒテンシュタイン、リベリア、レソト、レバノン</p>		
--	--	--

### 3. 「赤」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アルバニア、シエラレオネ、パキスタン、フィジー	令和4年5月26日	令和4年6月1日午前0時

(以上)



水際対策強化に係る新たな措置（28）の適用に当たって  
有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について

令和 4 年 5 月 20 日  
最終改正 令和 4 年 6 月 22 日  
厚生労働省  
健康局  
結核感染症課  
健康課  
医薬・生活衛生局  
検疫所業務課  
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）に基づく措置の適用に当たって、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は、原則下記の1.又は2.のいずれかに該当するものとします。

1. 日本で発行された証明書のうち、下記のいずれかに該当するものであって、ワクチンを3回以上接種したことが分かるもの

- (1) 日本政府又は日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
- (2) 日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- (3) 日本の医療機関等により発行された、新型コロナワクチン接種記録書

2. 外国で発行された証明書については、(1)～(3)のすべてを満たすもの

(1) 下記の事項が日本語又は英語で記載されていること。

氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数（注1）

(注1) 接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、接種証明書の記載内容が判別できれば有効とみなします。

(2) 下記アのいずれかのワクチンを2回（ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）の場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。以下同じ。）接種し、かつ下記イのいずれかのワクチンを3回目以降に接種したことが分かること。（注2）

ア 2回目までに接種したワクチン

ワクチン名／メーカー	指定日	指定解除日
コミナティ (COMIRNATY) 筋注／ファイザー (Pfizer) (注3)	令和4年5月20日	
バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca) (注3)	令和4年5月20日	

スパイクバックス (Spikevax) 筋注／モデルナ (Moderna)	令和4年5月20日	
ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注／ヤンセン (Janssen)	令和4年5月20日	
COVAXIN／バーラト・バイオテック (Bharat Biotech)	令和4年5月20日	
ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注／ノババックス (Novavax) (注3)	令和4年5月20日	

(注2) 異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。

(注3) 復星医薬 (フォースン・ファーマ) / ビオンテック社が製造する「コミナティ (COMIRNATY)」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」及び「コボバックス (COVOVAX)」については、水際対策強化に係る新たな措置 (28) に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ (COMIRNATY) 筋注／ファイザー (Pfizer)」並びに「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注／ノババックス (Novavax)」と同一のものとして取り扱います。

### イ 3回目以降に接種したワクチン

ワクチン名／メーカー	指定日	指定解除日
コミナティ (COMIRNATY) 筋注／ファイザー (Pfizer) (注4)	令和4年5月20日	
スパイクバックス (Spikevax) 筋注／モデルナ (Moderna)	令和4年5月20日	
ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注／ノババックス (Novavax) (注4)	令和4年5月20日	
バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca) (注4)	令和4年6月22日	
ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注／ヤンセン (Janssen)	令和4年6月22日	

(注4) 復星医薬 (フォースン・ファーマ) / ビオンテック社が製造する「コミナティ (COMIRNATY)」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」及び「コボバックス (COVOVAX)」については、水際対策強化に係る新たな措置 (28) に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ (COMIRNATY) 筋注／ファイザー (Pfizer)」並びに「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注／ノババックス (Novavax)」と同一のものとして取り扱います。

(注5) 「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注／ヤンセン (Janssen)」について、水際対策強化に係る新たな措置 (28) に基づく措置の適用は、令和4年6月26日午前0時から行うものとします。

(3) 政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であること。

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（27）  
（本年3月以降の水際措置の見直し）  
（関連部分抜粋）

令和4年2月24日

3. オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域の指定

オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については、本措置に基づき「オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」として別途の指定を行い、当該指定国・地域については入国後の自宅待機期間を14日間とする。

（注6）上記3に基づく措置は、令和4年3月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。

（注7）上記3に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとする。

（以上）

令和4年2月24日

水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく  
指定国・地域について

厚生労働省  
健康局  
結核感染症課  
健康課  
医薬・生活衛生局  
検疫所業務課  
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（27）」（令和4年2月24日）3. に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」は以下のとおりです。

国・地域	指定日	指定の実施開始日時（日本時間）

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（17）  
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和3年9月17日

1. 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

2. 水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記1. に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国

後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めるとする。

(注1) 上記に基づく措置は、令和3年9月20日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和3年9月20日午前0時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。

(注2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)の別添1の書式は廃止する。

(注3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)の別添の書式は廃止する。

(注4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

(注5) 上記に基づいて、令和3年9月18日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。

(注6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)

令和3年9月17日  
最終改訂 令和3年5月31日

水際対策強化に係る新たな措置（17）に基づく  
水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

厚生労働省  
健康局  
結核感染症課  
健康課  
医薬・生活衛生局  
検疫所業務課  
  
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下「措置（17）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置（17）に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株） P. 1 系統の変異株（ガンマ株） C. 37 系統の変異株（ラムダ株） B. 1. 621 系統の変異株（ミュー株）	令和3年9月17日	令和4年6月1日
B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株） B. 1. 525 系統の変異株（イータ株） B. 1. 526 系統の変異株（イオタ株） B. 1. 617. 1 系統の変異株（カッパ株）	令和3年9月17日	令和3年9月27日
B. 1. 1. 529 系統の変異株（オミクロン株）	令和3年11月26日	令和4年6月1日

（以上）

令和 3 年 9 月 17 日  
最終改訂 令和 4 年 5 月 31 日

水際対策強化に係る新たな措置（17）に基づく  
指定国・地域について

厚生労働省  
健康局  
結核感染症課  
健康課  
医薬・生活衛生局  
検疫所業務課  
  
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下「措置（17）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

1. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（1）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）

2. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（1）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）

3. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（2）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）



4. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（2）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）

5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（3）に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）

6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域（措置（17）の2. に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）

（以上）